

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1343号)

平成28年5月27日

横情審答申第1343号

平成28年5月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成27年9月30日健介保第977号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「介護保険料未納者に対する認定有効期間の誤入力のみ 平成25年度  
各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間 平成26年度 各区別の誤件  
数及び各申請区分と認定有効期間」の非開示決定に対する異議申立てについ  
ての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「介護保険料未納者に対する認定有効期間の誤入力分のみ 平成25年度 各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間 平成26年度 各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「介護保険料未納者に対する認定有効期間の誤入力分のみ 平成25年度 各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間 平成26年度 各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年9月1日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたもので、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「規則」という。）に基づき、本件請求に係る事務を行っている。
- (2) 要介護認定及び要支援認定については、法第28条第1項及び第33条第1項に基づき、要介護及び要支援状態区分に応じて規則で定める期間（以下「有効期間」という。）内に限り、その効力を有すると規定されている。有効期間についての本市における取扱いとして、介護保険料未納者（以下「未納者」という。）の認定に当たり、市町村が必要と認める場合に設定可能である期間を加えることなく、法等に示された原則の有効期間どおりの設定として、事務処理をしている。
- (3) 実施機関では、認定申請を受け付けた後、各区担当者が申請者に係る情報をシステムに入力する際に、介護保険料の未納者と納付者を区別し、未納者へは原則の有効期間どおりの設定としている。しかし、事務処理上、認定有効期間の誤入力分のみの抽出といったデータの収集やリストの作成は行っていない。そのため、未納者

に対する認定有効期間の誤入力分のみが分かる文書は存在しない。

したがって、本件において対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の一部を開示するよう求める。
- (2) 異議申立ての理由は、不適切な事務処理を行った事に対する内部通報であり、通報により適正な事務処理がされるものと考えていたが、一部実行されないおそれがあるために確認をするためのものである。
- (3) 内部通報制度の問題点として、横浜市不正防止内部通報および特定要望記録・公表制度委員会及び事務局である総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課は、横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号。平成28年4月1日行コ第146号による改正前のもの。）第9条第4項及び第5項により通報した職員等へ当該通報内容の確認を行うためヒアリングを行うことができる、となっているにもかかわらず何の聴取も行っていない点が挙げられる。結果、所属調査報告書を適正と信じ、内部通報調査結果通知書を作成しているため、調査結果通知書に誤った記載をしてしまったと考える。
- (4) 申立人は平成25年度分から平成27年度分までの文書について開示請求し、既に平成27年度分については、一部開示されている。なぜ、平成25年度分、平成26年度分の文書が存在しないのか不自然と考える。

なお、実施機関は認定有効期間の誤入力分のみの抽出といったデータの収集やリストの作成を行っていないと申し出ているが、本件請求の趣旨は、誤入力分だけで足りるので、それ以外は特に必要がないと言う意味であり、実施機関が言う誤入力分のみの抽出とは意味が異なっている。

- (5) また、一つの不適切な事務処理を正すのに、複数の内部通報、開示請求、異議申立てをしなければ改善等することができないことに疑問を覚える。

答申・決定の期間を要する事によって、迅速に不適切な事務処理を正すことができず、市民にとって不利益となる。

#### 5 審査会の判断

(1) 未納者に対する認定有効期間の取扱いに係る事務について

横浜市では、法及び規則に基づき認定有効期間の取扱いに係る事務を行っている。介護保険制度に基づくサービスを利用する際には、介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）が申請を行い、要介護認定又は要支援認定を受けなければならない。法第28条第1項及び第33条第1項では、要介護認定又は要支援認定は、規則が定める有効期間内に限り、その効力を有すると規定している。

また、法第28条第2項及び法第33条第2項に基づき、要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者が、有効期間の満了後においても要介護状態及び要支援状態に該当すると見込まれる場合、市町村に対し、当該要介護認定及び要支援認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請が必要となる。

有効期間は、規則第38条、第41条、第52条及び第55条に個別に規定されており、要介護又は要支援状態区分によって有効期間が異なる。また、これら規則の条文それぞれにおいて、原則の有効期間と市町村が必要と認める場合に設定可能な期間（以下「設定可能有効期間」という。）が掲げられており、この両者に基づいて有効期間が設定されている。

要介護認定の更新申請の場合、原則の有効期間は12か月、設定可能有効期間は3か月から24か月である。

要支援認定の更新申請の場合、原則の有効期間は12か月、設定可能有効期間は3か月から12か月である。

要支援更新認定の申請に対して要介護認定を行う場合又は要介護更新認定の申請に対して要支援認定を行う場合にも同様に、原則の有効期間と設定可能有効期間が掲げられている。

実施機関においては、介護保険料の納付者については、設定可能有効期間を加えて認定有効期間を設定することとしている。これに対し、未納者については、設定可能有効期間を加えず原則の有効期間どおりの設定としている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、介護保険料未納者に対する認定有効期間の誤入力分のみが分かる文書（平成25年度 各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間及び平成26年度 各区別の誤件数及び各申請区分と認定有効期間）である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書について条例第2条第2項に規定する行政文書が存

在しないため非開示としたと説明しているため、当審査会において、平成28年3月11日に実施機関あてに事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 未納者に対する認定有効期間の誤入力分のみがわかる文書については、次のようにデータを収集し、リストを作成している。

平成27年度分について、認定有効期間が正しく設定されているか否かに関して各区における事務の実態を確認するために、介護保険料の公金収入データを収集し、個別に入力された期間と突合することによりリストを作成した。

当該リストは、実施機関が実態確認と今後の事務の適正化のために、平成27年度において特別に作成したリストであり、平成25年度及び平成26年度におけるリストは存在していない。したがって、申立人の求める平成25年度分及び平成26年度分の文書は存在しない。

- (イ) リストの作成に当たり、未納者の把握のための介護保険料の収入データは日々の公金データの中から反映され、一方で個々の案件ごとの認定有効期間は、各区で行う業務の中で個別に入力し、処理されるデータである。

実施機関としては、平成27年度のある時点における未納者について、各区宛の事務通知に基づく正しい認定有効期間が設定されているか否かを確認するためにリストを作成しており、過去のある時点における未納者についてのデータは収集しておらず、リストとして作成していない。

- (ウ) また、認定有効期間の設定に関する事務については、規則に基づく通知が届くたびに各区あてに事務通知を送付し、事務取扱について周知をしている。なお、事務通知での周知に加えて、認定有効期間のシステム入力に当たっての仕様も改修し、今後の事務の適正化についての取組を行っている。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 本件申立文書につき、申立人は平成25年度分及び平成26年度分のリストが存在しないことは不自然であると主張するが、実施機関は過去のある時点における未納者の認定有効期間についてのリストは作成しておらず、存在していないと説明している。

当該リストは、抽出時点において各区宛の事務通知に基づく認定有効期間が設定されているか否かを確認するためのものであり、過去のある時点における未納者について設定された認定有効期間を確認するためのものでないことから、当該リストは作成しておらず、存在していないという実施機関の説明は不自然

ではない。

- (イ) また、本件請求に係る事務については、当該事務について適正化を図るために、厚生労働省からの通知に基づき、各区あてに事務通知を送付し周知してきたと実施機関は説明している。

このことから、本件請求に係る事務は、リストに基づき内容をチェックし確認を行う種類のものではなく、実施機関からの本件申立文書が存在しないという説明も特段不自然であるとは言えない。

さらに、本件請求に係る実施機関での事務についても確認したが、ほかに申立人の求める内容と推認できるリスト、データの存在についても確認できなかった。

- (ウ) したがって、実施機関が本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした決定は是認できる。

(4) その他

申立人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年9月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年10月15日 (第189回第三部会) 平成27年10月22日 (第277回第一部会) 平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・諮問の報告
平成28年2月12日 (第286回第二部会)	・審議
平成28年3月4日 (第287回第二部会)	・審議
平成28年3月11日 (第288回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年3月30日 (第289回第二部会)	・審議
平成28年4月26日 (第291回第二部会)	・審議